

第 2 章 環境の現況

2-1 大気質の現況

2-1-1 環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく大気汚染に係る環境基準は表 2-1-1 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準は表 2-1-2 に示すとおりである。

表 2-1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

出典1：「昭和48年5月8日環境庁告示第25号（最終改正 平成8年10月25日環境庁告示第73号）」（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）

2：「昭和53年7月11日環境庁告示第38号（最終改正 平成8年10月25日環境庁告示第74号）」（二酸化窒素）

3：「平成9年2月4日環境庁告示第4号（最終改正 平成30年11月19日環境庁告示第100号）」（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）

4：「平成21年9月9日環境省告示第33号」（微小粒子状物質）

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

3：二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

4：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

5：ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

6：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 2-1-2 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

出典：「平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号（最終改正 平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号）」

2-1-2 大気汚染物質発生施設の届出状況

中城湾港周辺の7市町村における大気汚染防止法及び電気・ガス事業法、沖縄県生活環境保全条例に基づくばい煙・一般粉じん発生施設の届出状況は、表 2-1-3 及び表 2-1-4 に示すとおりである。

表 2-1-3 大気汚染防止法及び電気・ガス事業法に基づくばい煙・一般粉じん発生施設の届出状況

項目		うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市	沖縄県 (参考)	
ばい煙発生施設	ボイラー	事業所	27	21	5	5	13	1	12	322
		施設	40	41	10	14	32	1	24	650
	溶解炉	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
		施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	金属加熱炉	事業所	0	1	0	0	0	0	0	2
		施設	0	1	0	0	0	0	0	3
	石油加熱炉	事業所	0	0	0	0	0	0	0	1
		施設	0	0	0	0	0	0	0	1
	燃焼炉	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
		施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼成炉	事業所	0	0	0	0	0	0	0	1
		施設	0	0	0	0	0	0	0	1
	直火炉	事業所	0	0	0	0	0	0	0	2
		施設	0	0	0	0	0	0	0	3
	乾燥炉	事業所	1	5	0	0	6	0	0	32
		施設	2	6	0	0	7	0	0	39
	電気炉	事業所	0	1	0	0	0	0	0	1
		施設	0	1	0	0	0	0	0	1
	廃棄物焼却炉	事業所	2	5	0	1	1	1	1	35
		施設	4	8	0	3	1	2	1	61
塩素反応炉	事業所	1	0	0	0	0	0	0	1	
	施設	2	0	0	0	0	0	0	2	
ディーゼル機関	事業所	2	3	0	0	0	0	0	7	
	施設	9	3	0	0	0	0	0	14	
施設種類不明	事業所	0	0	0	0	3	1	1	67	
	施設	0	0	0	0	3	1	1	68	
小計	事業所	33	36	5	6	23	3	14	404	
	施設	57	60	10	17	43	4	26	843	
電気・ガス事業法	電気工作物	事業所	37	24	3	7	6	2	9	417
		施設	61	31	8	14	10	2	16	631
	ガス工作物	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
		施設	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	事業所	37	24	3	7	6	2	9	417	
	施設	61	31	8	14	10	2	16	631	
合計	事業所	70	60	8	13	29	5	23	821	
	施設	118	91	18	31	53	6	42	1,474	
一般粉じん発生施設	堆積場	事業所	19	12	0	2	3	0	1	110
		施設	26	14	0	4	3	0	1	175
	ベルトコンベア バケットコンベア	事業所	9	5	0	0	4	0	2	40
		施設	24	8	0	0	8	0	3	152
	破砕機・摩砕機	事業所	2	5	0	1	2	0	1	29
		施設	2	9	0	1	2	0	1	42
	ふるい	事業所	1	2	0	0	0	0	1	10
		施設	1	2	0	0	0	0	2	13
	合計	事業所	31	24	0	3	9	0	5	189
		施設	53	33	0	5	13	0	7	382

注1：令和2年3月末現在

注2：小計・合計は、施設種類不明の値は含まない。

出典：「令和2年度版 環境白書(令和元年度報告)」(令和3年3月、沖縄県)

表 2-1-4 沖縄県生活環境保全条例に基づくばい煙・粉じん発生施設の届出状況

項目		うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市	沖縄県 (参考)	
ばい煙発生施設	ボイラー	事業所	15	13	4	3	7	0	4	208
		施設	19	14	5	5	10	0	7	286
	溶解炉	事業所	1	0	0	1	0	0	0	4
		施設	1	0	0	1	0	0	0	5
	焼成炉及び溶融炉	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
		施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	反応炉及び直火炉	事業所	0	0	0	0	0	0	0	3
		施設	0	0	0	0	0	0	0	6
	廃棄物焼却炉	事業所	5	0	0	0	2	0	2	22
		施設	5	0	0	0	2	0	3	25
合計	事業所	21	13	4	4	9	0	6	237	
	施設	25	14	5	6	12	0	10	322	
粉じん発生施設	堆積場	事業所	8	8	0	0	7	0	2	64
		施設	14	10	0	0	8	0	2	90
	ベルトコンベア バケットコンベア (鉱物、土石、セメント)	事業所	12	6	1	0	0	0	1	43
		施設	17	17	1	0	0	0	1	91
	ベルトコンベア バケットコンベア (おがくず、木材チップ)	事業所	3	1	0	0	5	0	0	22
		施設	8	1	0	0	14	0	0	52
	破碎機・摩砕機 (鉱物、岩石、セメントの用に供するもの)	事業所	6	1	0	0	0	0	0	22
		施設	7	1	0	0	0	0	0	26
	破碎機・摩砕機 (木材、コンクリートの用に供するもの)	事業所	5	2	0	0	8	0	1	37
		施設	13	3	0	0	21	0	3	71
	ふるい (鉱物、岩石、セメントの用に供するもの)	事業所	4	0	0	0	0	0	0	17
		施設	6	0	0	0	0	0	0	25
	ふるい (木材、コンクリートの用に供するもの)	事業所	0	0	0	0	3	0	0	5
		施設	0	0	0	0	4	0	0	6
ふるい (飼料、有機質肥料の製造に供するもの)	事業所	0	1	0	0	0	0	0	1	
	施設	0	4	0	0	0	0	0	4	
合計	事業所	38	19	1	0	23	0	4	211	
	施設	65	36	1	0	47	0	6	365	

注：令和2年3月末現在

出典：「令和2年度版 環境白書(令和元年度報告)」(令和3年3月、沖縄県)

2-1-3 監視測定状況

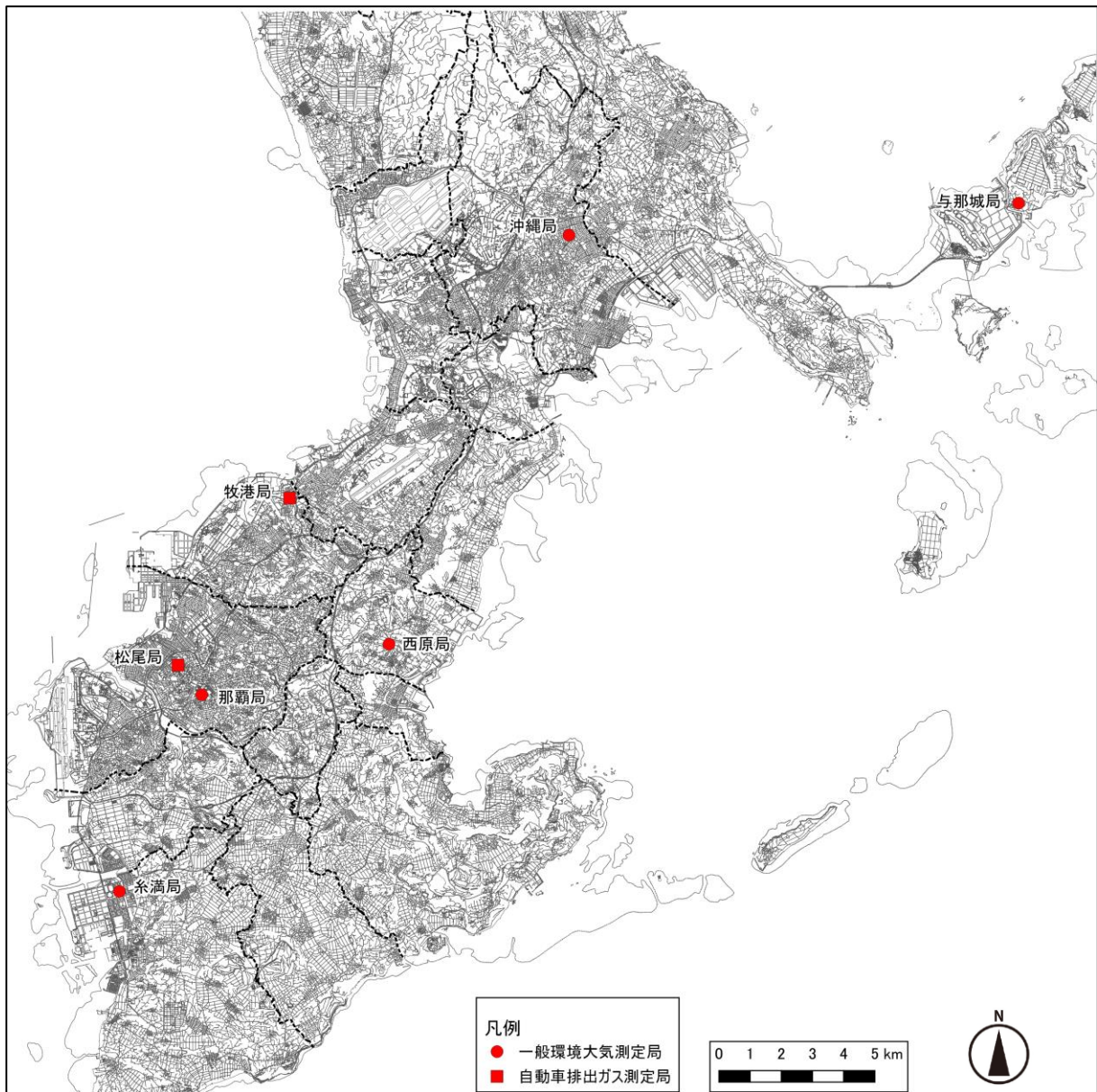
(1) 測定状況及び測定局の位置

中城湾港周辺における大気汚染物質の測定状況は表 2-1-5 に、与那城測定局、沖縄測定局及び西原測定局の位置は図 2-1-1 に示すとおりである。

表 2-1-5 大気汚染物質の測定状況（与那城測定局、沖縄測定局、西原測定局）

区分	測定局名称	市町村	測定年度	設置場所	測定項目				
					二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	オキシダント
一般環境 大気測定局	与那城	うるま市	平成27年度	桃原公民館	○	○	○	—	○
			平成28年度		○	○	○	—	○
			平成29年度		○	○	○	—	○
			平成30年度		○	○	○	—	○
			令和元年度		○	○	○	—	○
	沖縄	沖縄市	平成27年度	中部福祉保健所	○	○	○	—	○
			平成28年度	中部保健所	○	○	○	—	○
			平成29年度		○	○	○	—	○
			平成30年度		○	○	○	—	○
			令和元年度		○	○	○	—	○
	西原	西原町	平成27年度	西原町社会福祉センター	○	○	○	—	—
			平成28年度		○	○	○	—	—
			平成29年度		○	○	○	—	—
			平成30年度		○	○	○	—	—
			令和元年度		○	○	○	—	—

出典：「環境白書（平成27年度～令和元年度報告）」（沖縄県）



出典：大気汚染常時監視測定局等配置図（平成 28 年度末現在）（沖縄県環境部環境保全課）

図 2-1-1 大気汚染測定局（与那城測定局、沖繩測定局、西原測定局）の位置

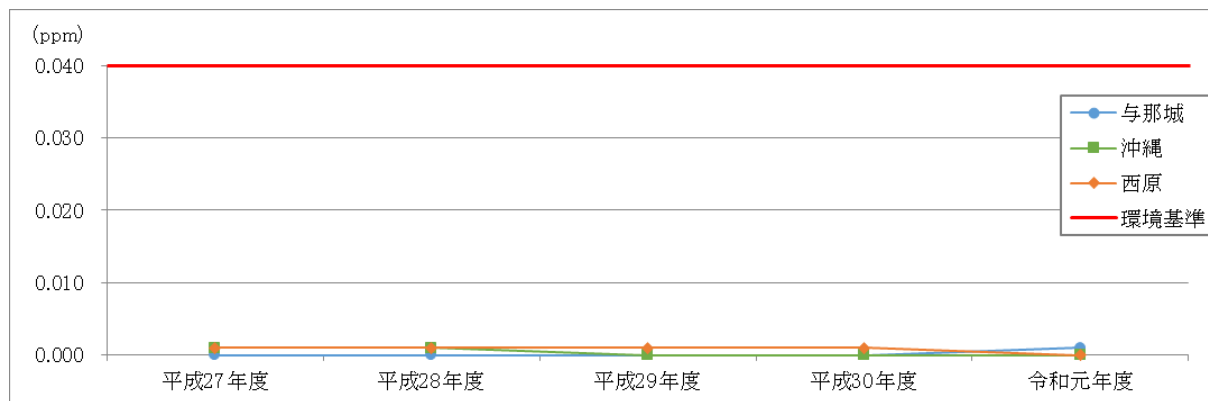
(2) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定結果（平成 27 年度～令和元年度）は、表 2-1-6 に示すとおりである。
また、二酸化硫黄の年平均値の推移は、図 2-1-2 に示すとおりである。

表 2-1-6 二酸化硫黄の測定結果

測定局	年度	年平均値	1 時間値 の最高値	1 時間値が 0.1ppm を 超えた時間数とその 割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日 数、その割合及び 2 日以上連続 したことの有無			日平均値 の 2% 除 外値	長期的評 価の適否	
		(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	有・無	(ppm)	(○・×)	
大 気 測 定 局 一 般 環 境	与那城	平成27年度	0.000	0.007	0	0	0	0	無	0.001	○
		平成28年度	0.000	0.021	0	0	0	0	無	0.001	○
		平成29年度	0.000	0.010	0	0	0	0	無	0.001	○
		平成30年度	0.000	0.005	0	0	0	0	無	0.001	○
		令和元年度	0.001	0.0011	0	0	0	0	無	0.002	○
	沖繩	平成27年度	0.001	0.014	0	0	0	0	無	0.002	○
		平成28年度	0.001	0.015	0	0	0	0	無	0.001	○
		平成29年度	0.000	0.018	0	0	0	0	無	0.001	○
		平成30年度	0.000	0.009	0	0	0	0	無	0.001	○
		令和元年度	0.000	0.010	0	0	0	0	無	0.002	○
	西原	平成27年度	0.001	0.017	0	0	0	0	無	0.002	○
		平成28年度	0.001	0.018	0	0	0	0	無	0.002	○
		平成29年度	0.001	0.014	0	0	0	0	無	0.002	○
		平成30年度	0.001	0.010	0	0	0	0	無	0.001	○
		令和元年度	0.000	0.012	0	0	0	0	無	0.001	○

注 1：環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
2：日平均値の 2% 除外値：1 年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つで、日平均値の 2% 除外値が環境基準値以下であることが長期的評価による環境基準に適合するための条件の一つとなる。
出典：「環境白書（平成 27 年度～令和元年度報告）」（沖縄県）



出典：「環境白書（平成 27 年度～令和元年度報告）」（沖縄県）

図 2-1-2 二酸化硫黄の年平均値の経年変化（与那城測定局、沖繩測定局、西原測定局）

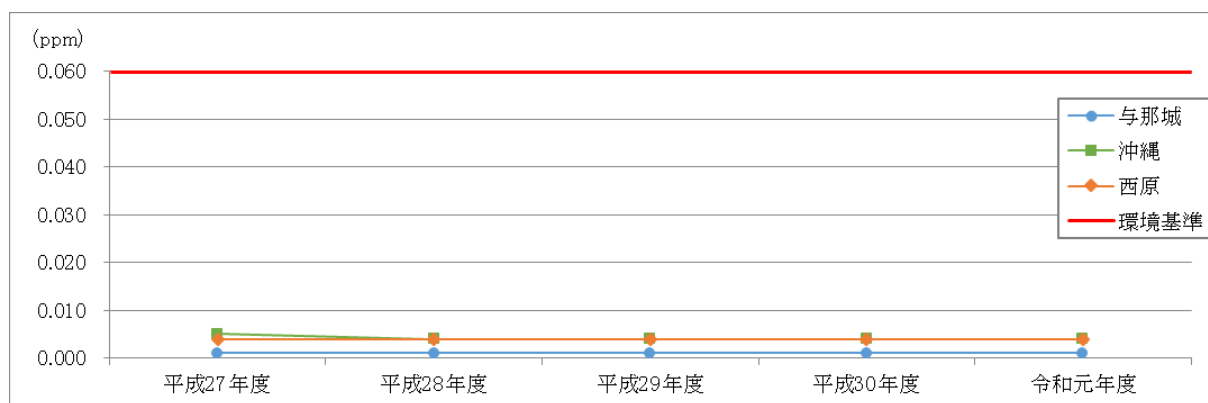
(3) 二酸化窒素

二酸化窒素の測定結果（平成 27 年度～令和元年度）は、表 2-1-7 に示すとおりである。
また、二酸化窒素の年平均値の推移は、図 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-7 二酸化窒素の測定結果

測定局	年度	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値が0.06ppmを 超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以 上0.06ppm以下の日数 とその割合		日平均値 の年間 98%値	長期的評 価の適否	
		(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(○・×)	
大 一 気 般 測 定 局 環 境	与那城	平成27年度	0.001	0.018	0	0	0	0	0.002	○
		平成28年度	0.001	0.024	0	0	0	0	0.003	○
		平成29年度	0.001	0.019	0	0	0	0	0.003	○
		平成30年度	0.001	0.024	0	0	0	0	0.003	○
		令和元年度	0.001	0.009	0	0	0	0	0.002	○
	沖縄	平成27年度	0.005	0.052	0	0	0	0	0.010	○
		平成28年度	0.004	0.051	0	0	0	0	0.010	○
		平成29年度	0.004	0.045	0	0	0	0	0.009	○
		平成30年度	0.004	0.055	0	0	0	0	0.010	○
		令和元年度	0.004	0.039	0	0	0	0	0.010	○
	西原	平成27年度	0.004	0.047	0	0	0	0	0.011	○
		平成28年度	0.004	0.037	0	0	0	0	0.009	○
		平成29年度	0.004	0.037	0	0	0	0	0.007	○
		平成30年度	0.004	0.038	0	0	0	0	0.009	○
		令和元年度	0.004	0.035	0	0	0	0	0.008	○

注 1：環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
2：日平均値の年間 98%値：1 年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つで、日平均値の 98%値が環境基準値以下であることが長期的評価による環境基準に適合するための条件の一つとなる。
出典：「環境白書（平成 27 年度～令和元年度報告）」（沖縄県）



注：西原局は平成 20 年 4 月に西原役場から西原町社会福祉センターに移転した。
出典：「環境白書（平成 27 年度～令和元年度報告）」（沖縄県）

図 2-1-3 二酸化窒素の年平均値の経年変化（与那城測定局、沖縄測定局、西原測定局）

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果（平成27年度～令和元年度）は、表2-1-8に示すとおりである。また、浮遊粒子状物質の年平均値の推移は、図2-1-4に示すとおりである。

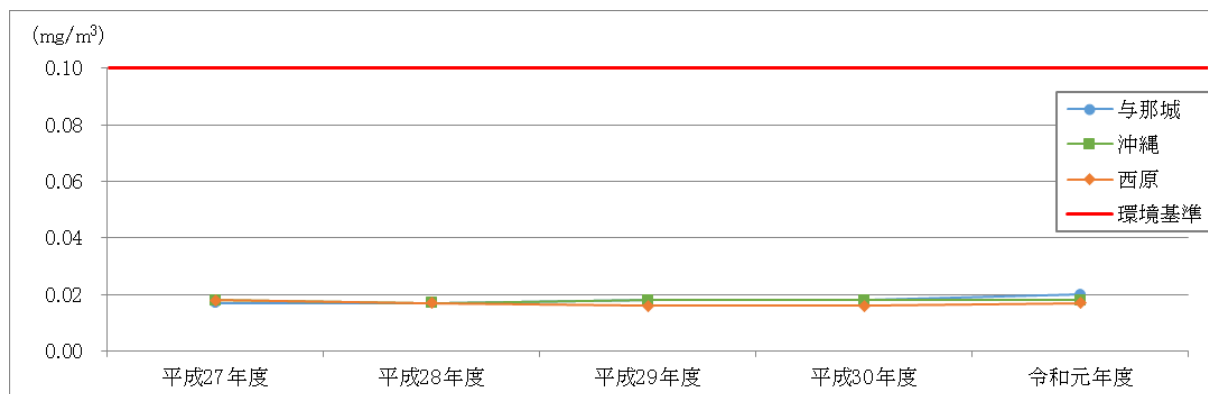
表 2-1-8 浮遊粒子状物質の測定結果

測定局	年度	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数、その割合及び2日以上連続したことの有無			日平均値の2%除外値	長期的評価の適否	
		(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	有・無	(mg/m ³)	(○・×)	
大気一般環境測定局	与那城	平成27年度	0.017	0.097	0	0	0	0	無	0.036	○
		平成28年度	0.017	0.070	0	0	0	0	無	0.037	○
		平成29年度	0.018	0.083	0	0	0	0	無	0.035	○
		平成30年度	0.018	0.127	0	0	0	0	無	0.036	○
		令和元年度	0.020	0.090	0	0	0	0	無	0.045	○
	沖縄	平成27年度	0.018	0.083	0	0	0	0	無	0.038	○
		平成28年度	0.017	0.060	0	0	0	0	無	0.036	○
		平成29年度	0.018	0.067	0	0	0	0	無	0.038	○
		平成30年度	0.018	0.114	0	0	0	0	無	0.037	○
		令和元年度	0.018	0.088	0	0	0	0	無	0.040	○
	西原	平成27年度	0.018	0.083	0	0	0	0	無	0.036	○
		平成28年度	0.017	0.084	0	0	0	0	無	0.037	○
		平成29年度	0.016	0.060	0	0	0	0	無	0.030	○
		平成30年度	0.016	0.107	0	0	0	0	無	0.033	○
		令和元年度	0.017	0.060	0	0	0	0	無	0.033	○

注1：環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

2：日平均値の2%除外値：1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つで、日平均値の2%除外値が環境基準値以下であることが長期的評価による環境基準に適合するための条件の一つとなる。

出典：「環境白書（平成27年度～令和元年度報告）」（沖縄県）



出典：「環境白書（平成27年度～令和元年度報告）」（沖縄県）

図 2-1-4 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化（与那城測定局、沖縄測定局、西原測定局）

(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定結果（平成27年度～令和元年度）は、表2-1-9に示すとおりである。また、光化学オキシダントの年平均値の推移は、図2-1-5に示すとおりである。

表 2-1-9 光化学オキシダントの測定結果

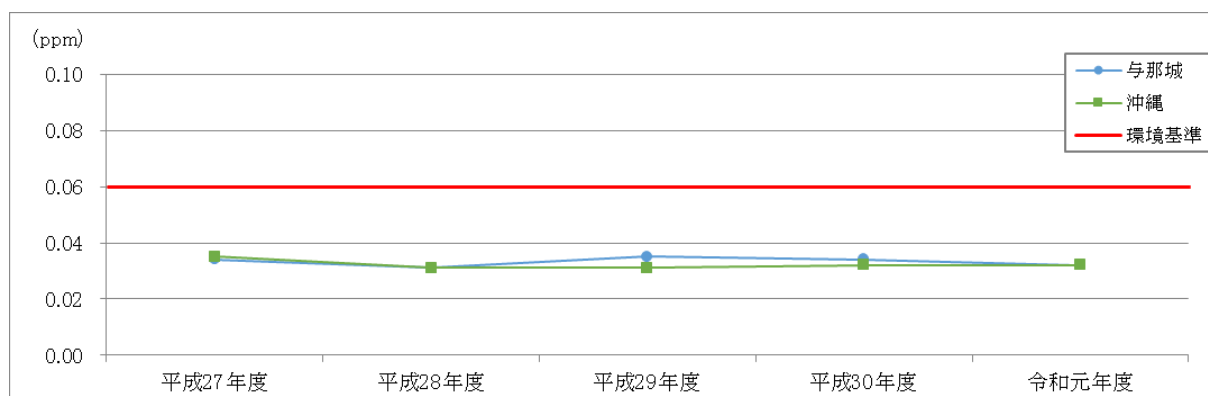
測定局	年度	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の1時 間値の 年平均値	昼間の 1時間値の 最高値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた 日数と時間		環境基準 の適否 (○・×)
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	
与那城	平成27年度	351	5,186	0.034	0.084	11	95	0	0	×
	平成28年度	362	5,399	0.031	0.088	20	115	0	0	×
	平成29年度	360	5,363	0.035	0.085	17	98	0	0	○
	平成30年度	326	4,781	0.034	0.092	18	103	0	0	×
	令和元年度	363	5,415	0.032	0.073	19	105	0	0	×
沖縄	平成27年度	336	4,926	0.035	0.096	42	283	0	0	×
	平成28年度	359	5,308	0.031	0.090	22	129	0	0	×
	平成29年度	358	5,293	0.031	0.094	18	114	0	0	○
	平成30年度	355	5,238	0.032	0.094	20	112	0	0	×
	令和元年度	360	5,364	0.032	0.076	17	97	0	0	×

注1：環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であること。

2：「昼間」とは5時から20時までの時間帯をいう。

3：環境基準が「1時間値が0.06ppm以下であること。」から、昼間の1時間値が1つでも0.06ppmを超えた場合は、環境基準の適否が「×」と評価される。

出典：「環境白書（平成27年度～令和元年度報告）」（沖縄県）



出典：「環境白書（平成27年度～令和元年度報告）」（沖縄県）

図 2-1-5 光化学オキシダントの年平均値の経年変化（与那城測定局、沖縄測定局）

2-2 騒音の現況

2-2-1 環境基準等

(1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づく騒音に係る環境基準は、表2-2-1に示すとおりである。中城湾港周辺の7市町村では、騒音に係る環境基準の類型指定が行われており、地域指定の状況は、図2-2-1に示すとおりである。

表 2-2-1 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (等価騒音レベル)		該当地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	環境基準は、地域の類型及び時間区分毎に左表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が指定する。
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2：AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(道路に面する地域)

地域の区分	基準値 (等価騒音レベル)	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をさす。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値 (等価騒音レベル)	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内への透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

注1：「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

①道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)

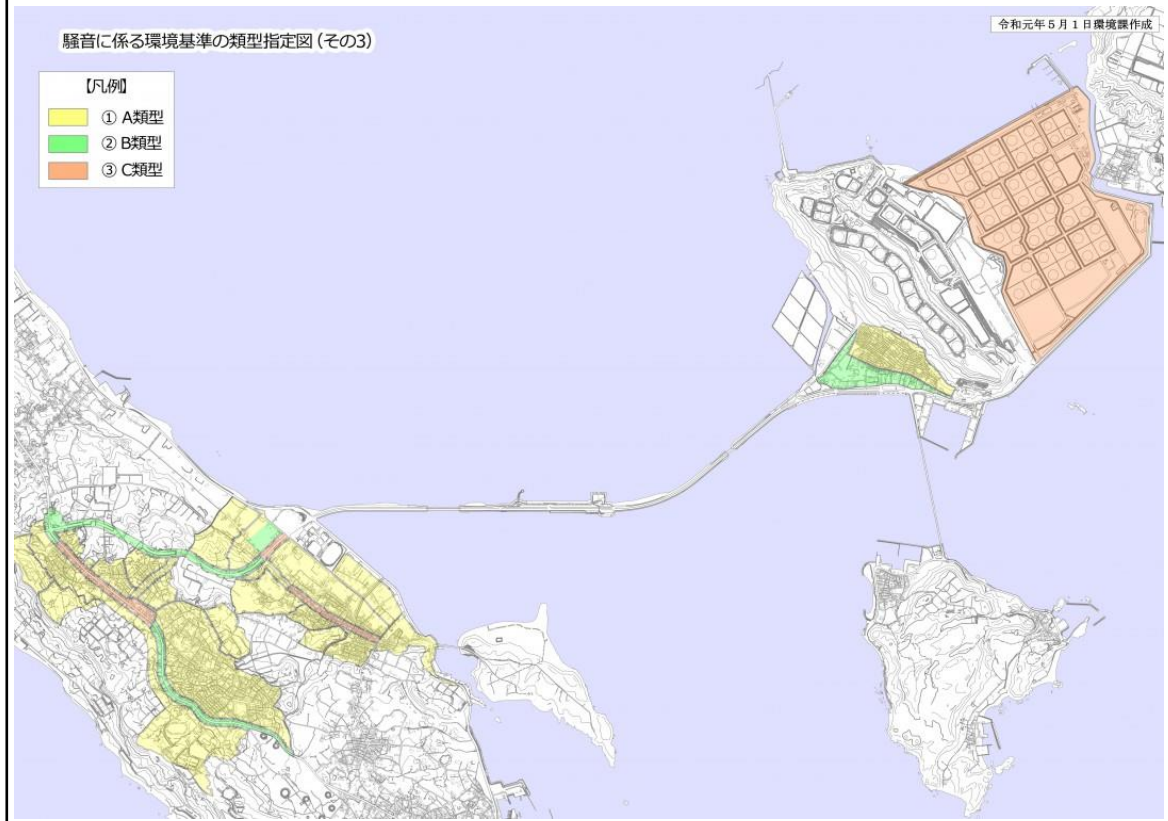
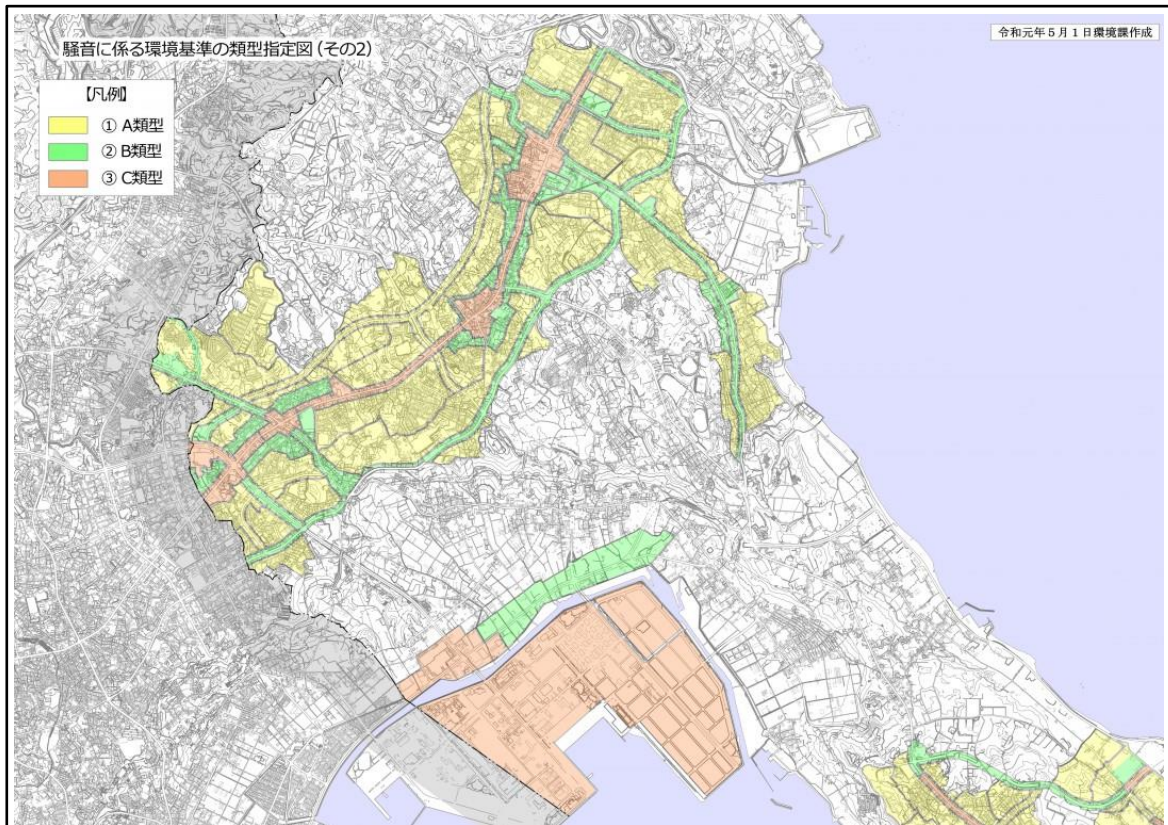
②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に掲げる自動車専用道路

2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

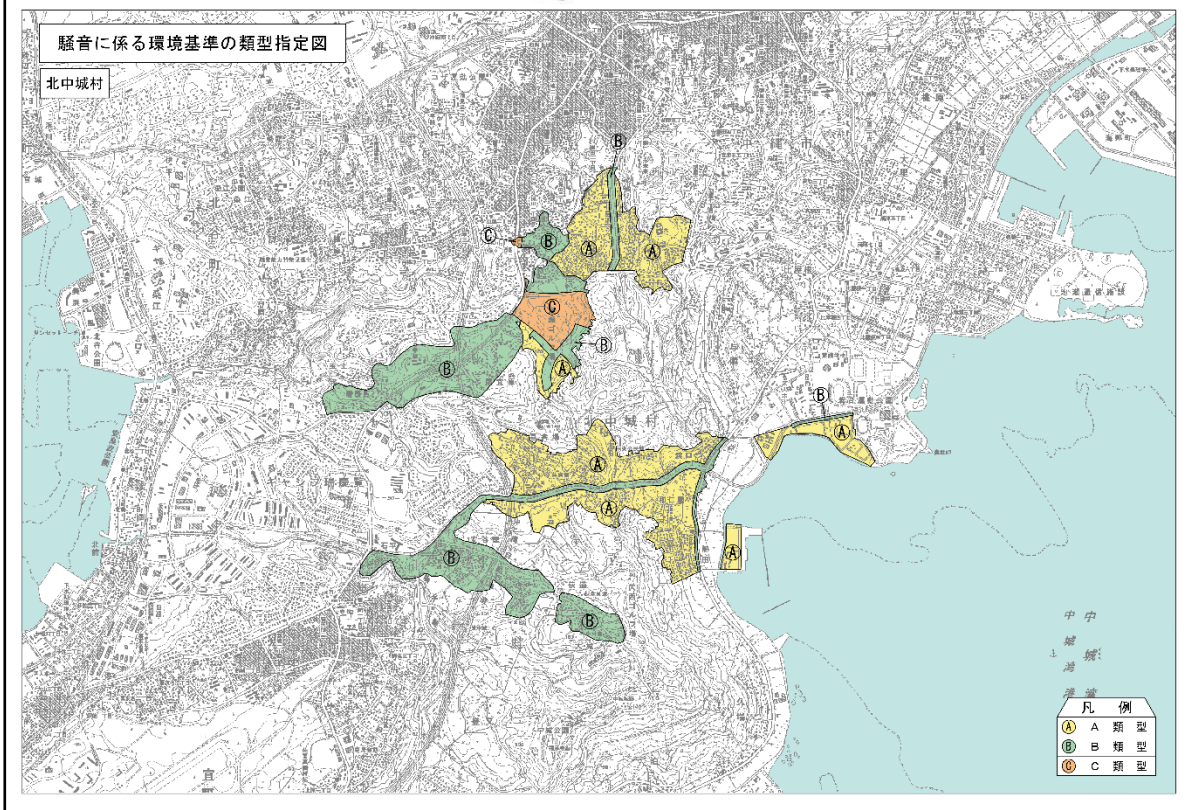
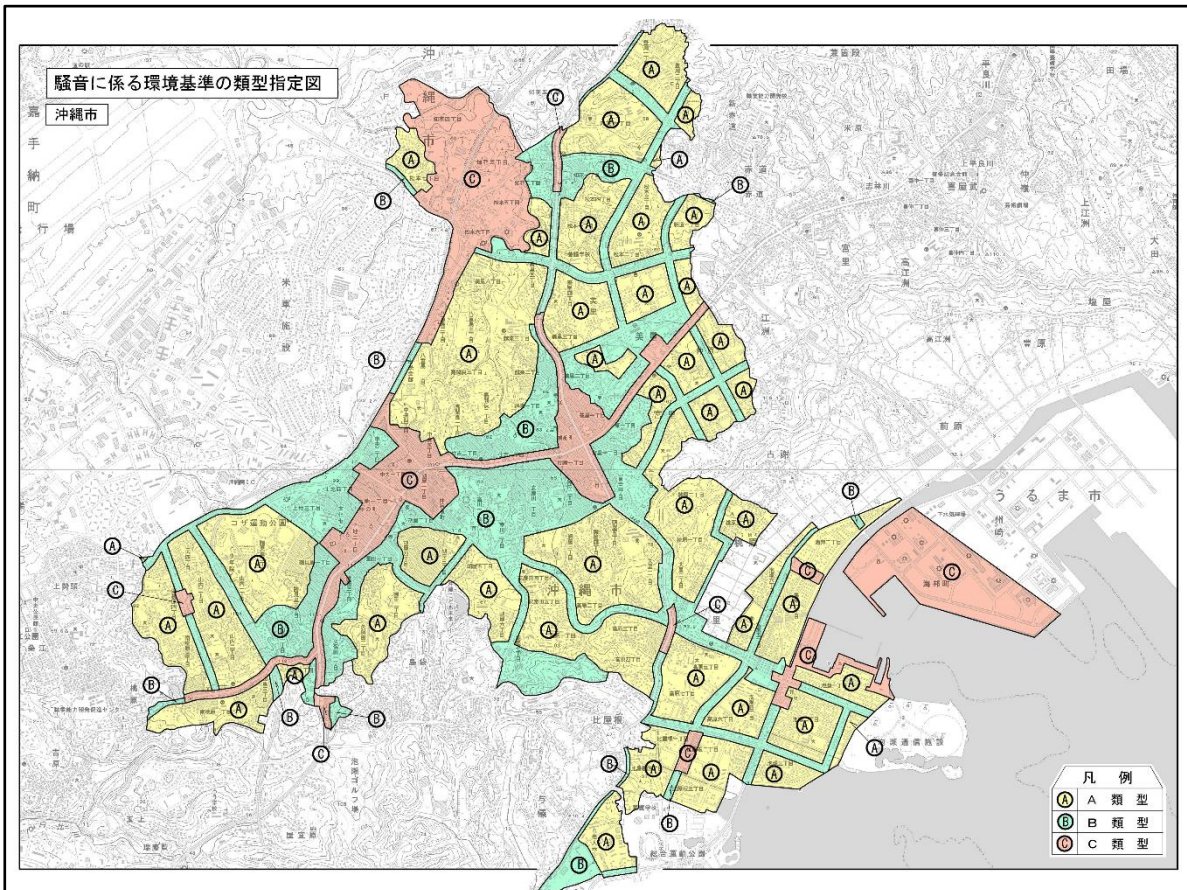
②2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「平成10年9月30日環境庁告示第64号(一部を改正する件、最終改正 平成24年3月30日環境省告示第54号)」



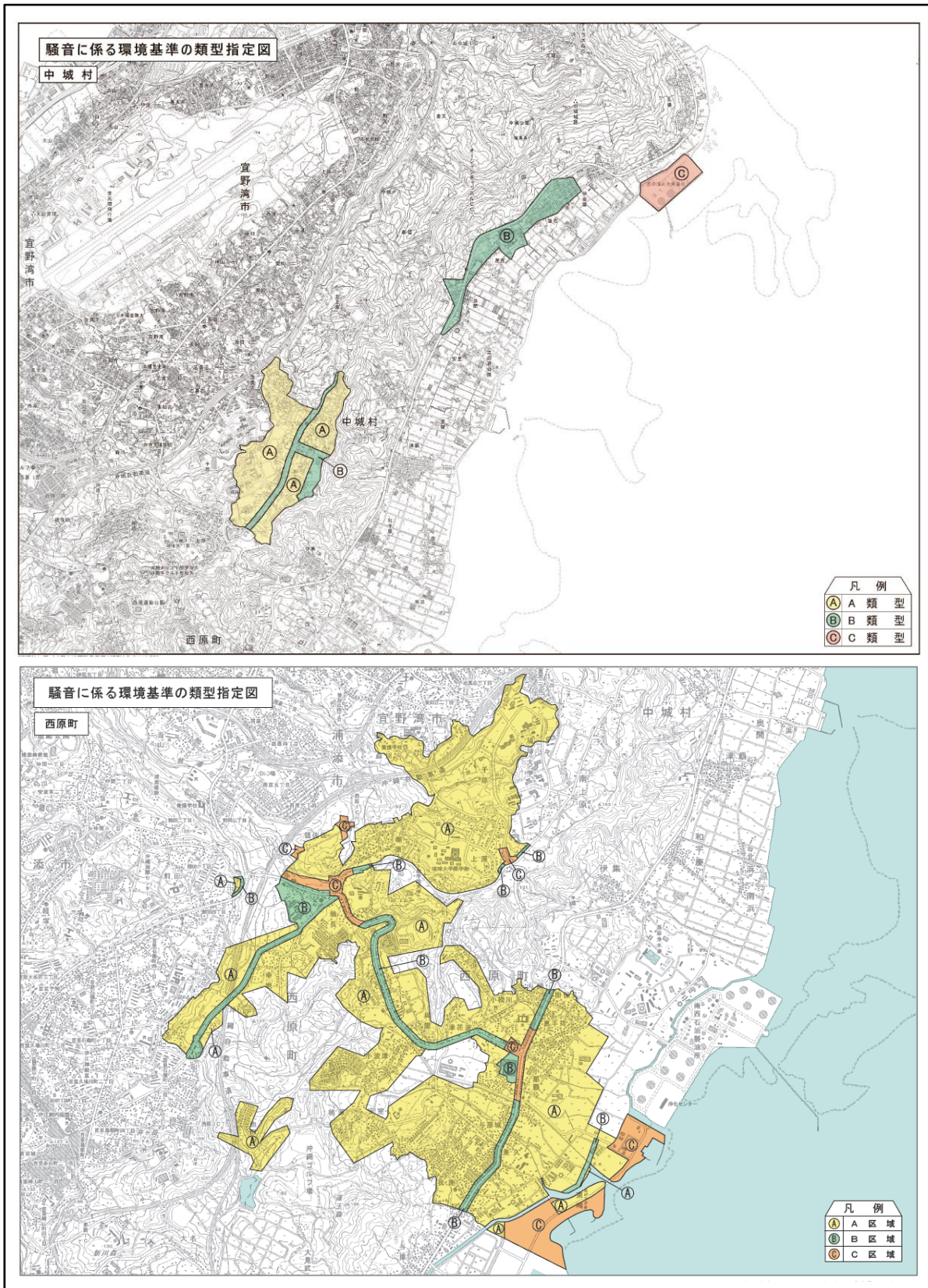
出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定に係る告示(平成31年4月26日告示第114号)」(うるま市市民部)

図 2-2-1(1) 騒音に係る環境基準の類型指定状況(うるま市)

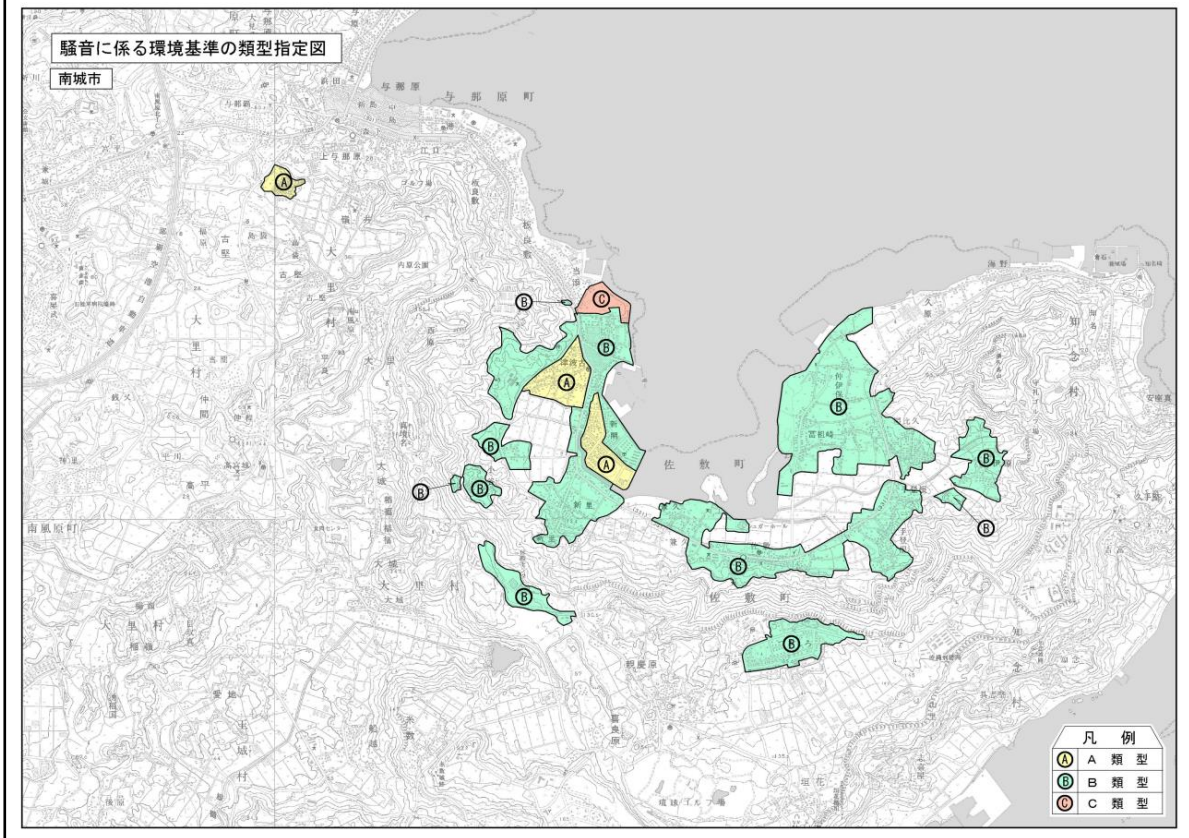
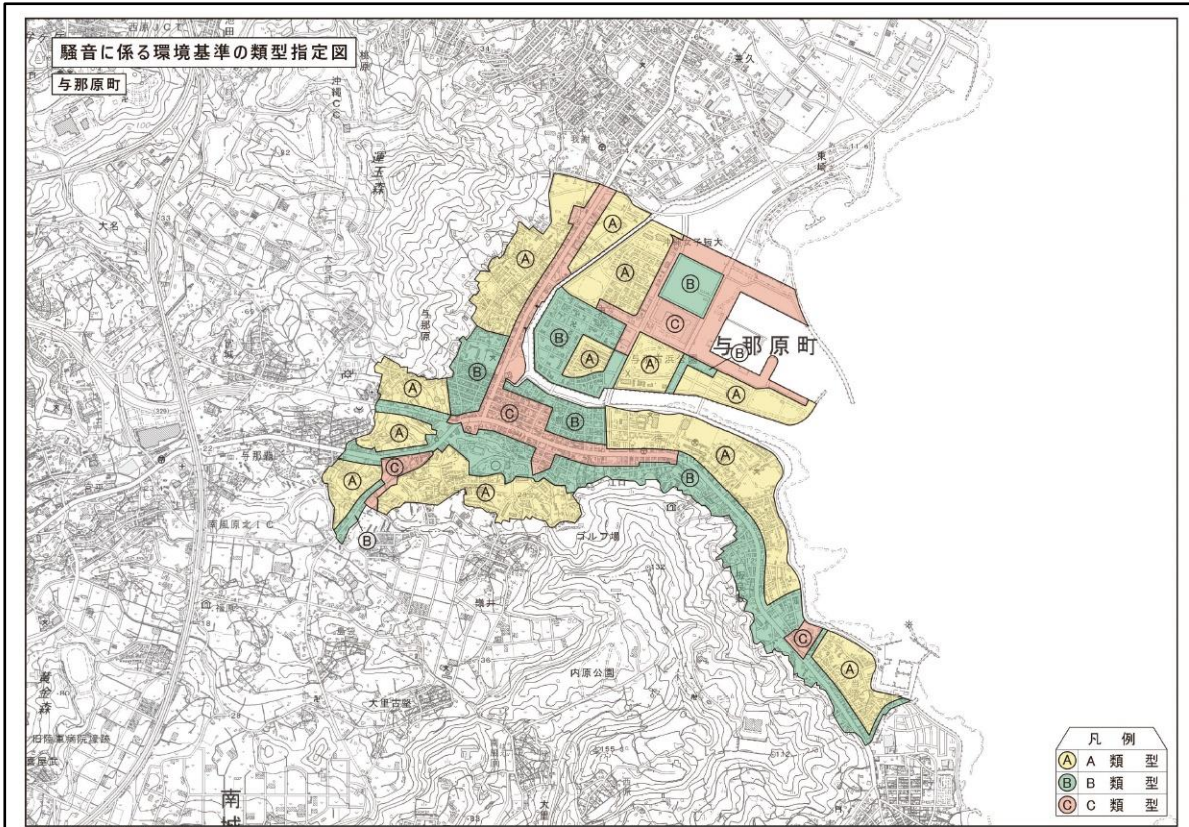


出典：「騒音に関する環境基準の地域類型の指定 沖縄市（平成 24 年 4 月 1 日施行）」（沖縄市市民部）「騒音に係る環境基準の地域類型の指定 北中城村（令和 3 年 3 月 23 日現在）」（沖縄県環境部）

図 2-2-1(2) 騒音に係る環境基準の類型指定状況（上：沖縄市、下：北中城村）



出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定 中城村、西原町（令和3年3月23日現在）」（沖縄県環境部）
 図 2-2-1(3) 騒音に係る環境基準の類型指定状況（上：中城村、下：西原町）



出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定 与那原町（令和 3 年 3 月 23 日現在）、
南城市（平成 24 年 3 月 31 日現在）」（沖縄県環境部）

図 2-2-1(4) 騒音に係る環境基準の類型指定状況（上：与那原町、下：南城市）

(2) 要請限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は表 2-2-2 に示すとおりである。中城湾港周辺の7市町村における騒音規制法に基づく区域区分の指定状況は図 2-2-2 に示すとおりである。

表 2-2-2 自動車騒音の要請限度

(等価騒音レベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1： a 区域、 b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

a 区域 専ら住居の用に供される区域

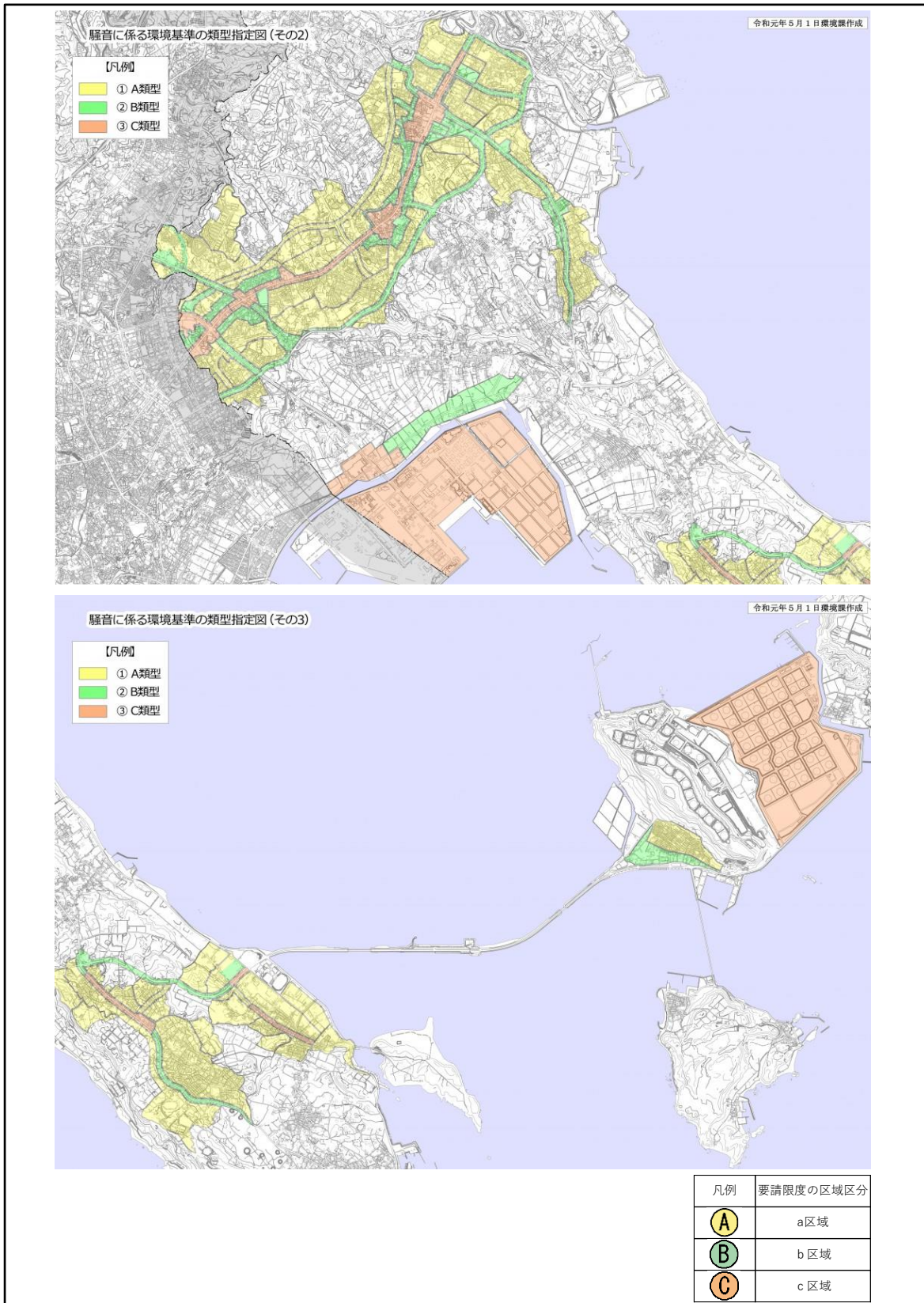
b 区域 主として住居の用に供される区域

c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2： 昼間は午前 6 時から午後 10 時までの間をいい、夜間は午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。

3： 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

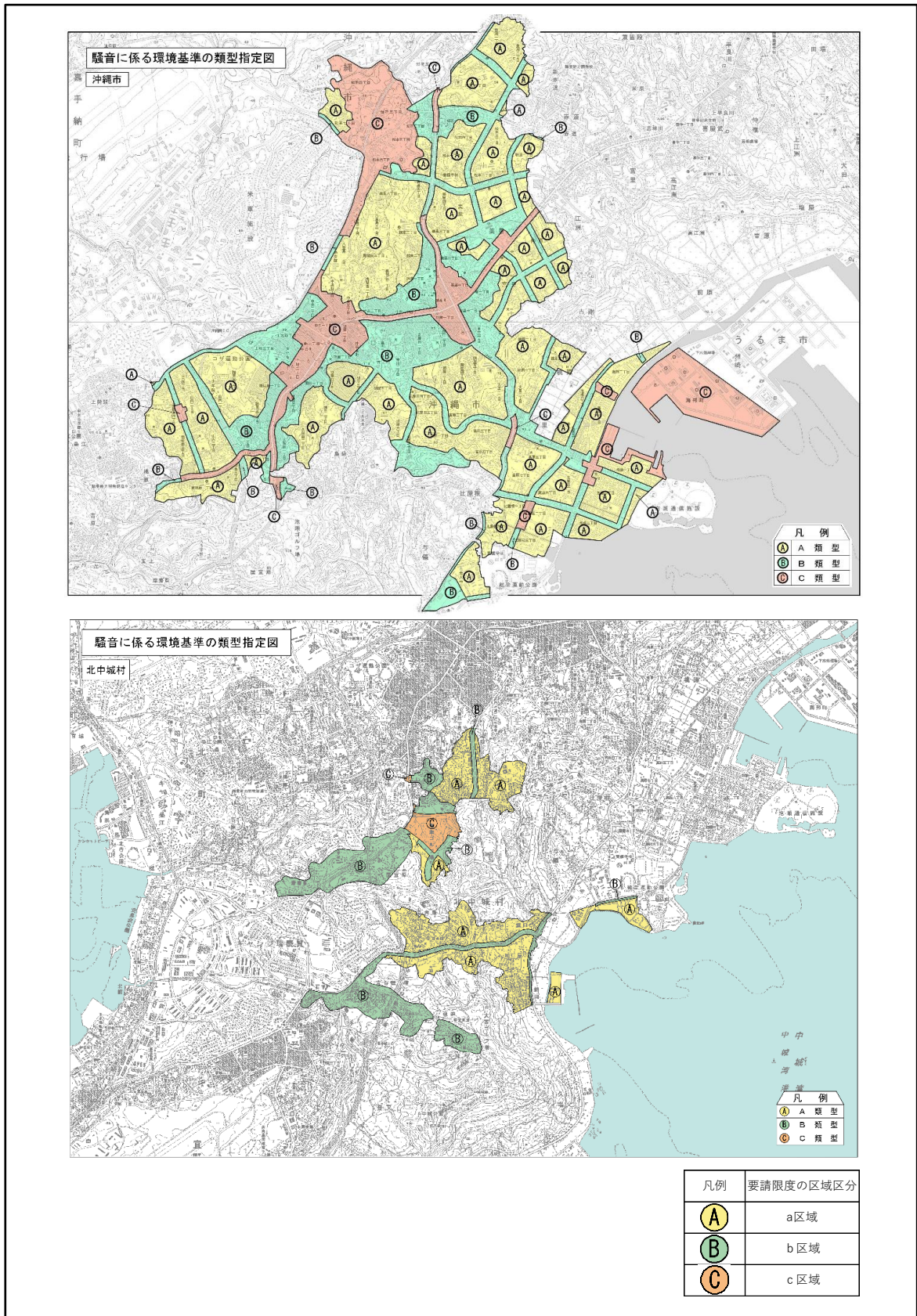
出典：「平成12年3月2日総理府令第15号（最終改正 平成23年11月30日環境省令第32号）」



注：自動車騒音の要請限度の区域区分については、環境基準の地域類型指定図のA,B,C類型を基に、それぞれa,b,c区域に区分している。

出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定に係る告示(平成31年4月26日 告示第114号)」
(うるま市市民部)

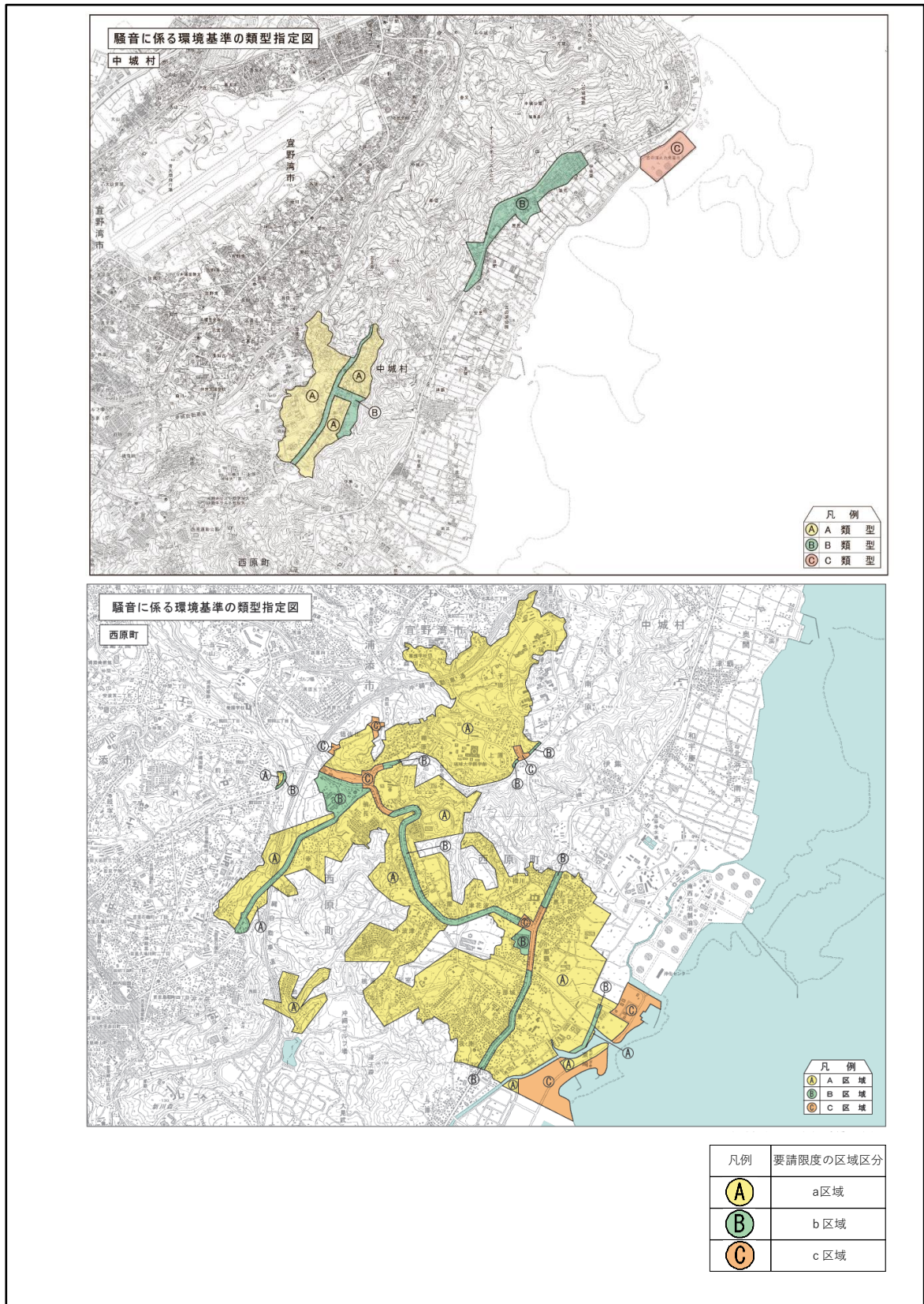
図 2-2-2(1) 騒音規制法に基づく規制地域指定状況(うるま市)



注：自動車騒音の要請限度の区域区分については、環境基準の地域類型指定図のA,B,C類型を基に、それぞれa,b,c区域に区分している。

出典：「騒音に関する環境基準の地域類型の指定 沖繩市（平成24年4月1日施行）」（沖繩市市民部）
「騒音に係る環境基準の地域類型の指定 北中城村（令和3年3月23日現在）」（沖繩県環境部）

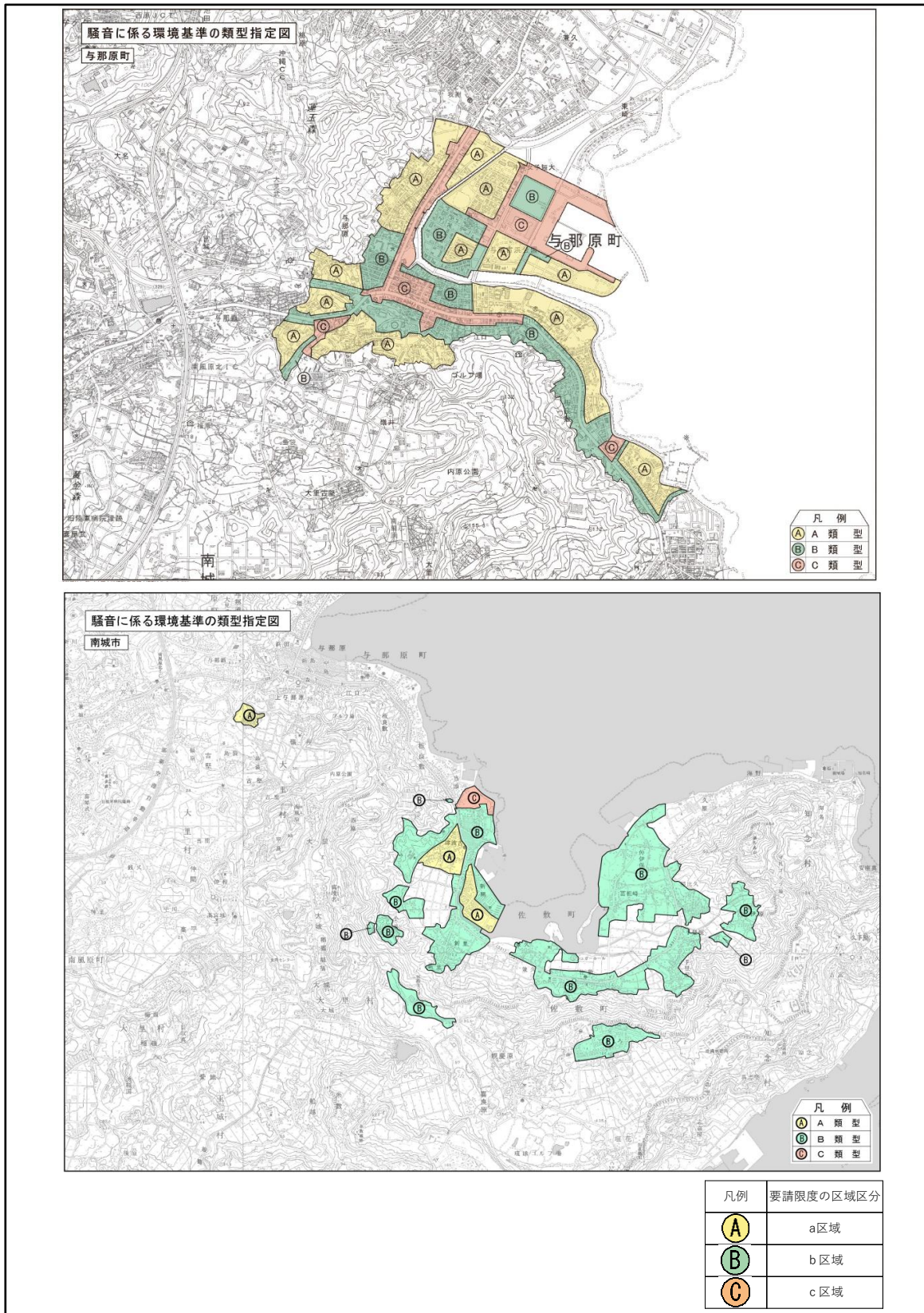
図 2-2-2 (2) 騒音規制法に基づく規制地域指定状況（上：沖繩市、下：北中城村）



注：自動車騒音の要請限度の区域区分については、環境基準の地域類型指定図の A, B, C 類型を基に、それぞれ a, b, c 区域に区分している。

出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定 中城村、西原町（令和 3 年 3 月 23 日現在）」（沖縄県環境部）

図 2-2-2(3) 騒音規制法に基づく規制地域指定状況（上：中城村、下：西原町）



注：自動車騒音の要請限度の区域区分については、環境基準の地域類型指定図の A, B, C 類型を基に、それぞれ a, b, c 区域に区分している。

出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定 与那原町（令和 3 年 3 月 23 日現在）、南城市（平成 24 年 3 月 31 日現在）」（沖縄県環境部）

図 2-2-2(4) 騒音規制法に基づく規制地域指定状況（上：与那原町、下：南城市）

2-2-2 騒音発生施設の届出状況

中城湾港周辺の7市町村における騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は、表 2-2-3 に示すとおりである。

表 2-2-3 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和元年度末現在、単位：件)

特定施設の種類	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市	沖縄県 (参考)
金属加工機械	10	36	0	13	4	0	0	242
空気圧縮機等	463	428	6	19	85	3	0	2,839
土石用破砕機等	9	10	0	0	47	0	0	72
織機	0	0	0	0	0	0	0	1
建設用資材製造機械	5	4	0	0	1	0	0	38
穀物用製粉機	57	11	0	0	0	0	0	89
木材加工機械	7	7	2	0	6	0	0	63
抄紙機	0	0	0	0	0	0	0	20
印刷機	0	0	0	0	0	0	0	61
合成樹脂用射出成型機	1	0	0	0	0	0	0	31
鋳型製造型機	0	0	0	0	0	0	0	0
特定施設総数	552	496	8	32	143	3	0	3,456
特定工場等総数	160	88	6	7	22	3	0	770

出典：「令和2年度版 環境白書(令和元年度報告)」(令和3年3月、沖縄県)

2-2-3 騒音調査結果

(1) 調査概要

道路交通騒音の調査概要は、表 2-2-4 に示すとおりである。

表 2-2-4 道路交通騒音調査概要

調査機関	沖縄県土木建築部港湾課	沖縄県	沖縄総合事務局
調査期間	令和元年10月24日	平成29年6月6日	夏季：令和2年8月12日 秋季：令和2年11月10日 冬季：令和3年1月14日 春季：令和3年3月2日
調査地点	図 2-2-3 に示すとおり		
調査方法	騒音レベルの測定は、普通騒音計を用いた。測定は毎正時から10分間行い、測定時間は24時間とした。	騒音レベルの測定は、普通騒音計を用いた。測定は毎正時から10分間行い、測定時間は、6～22時とした。	

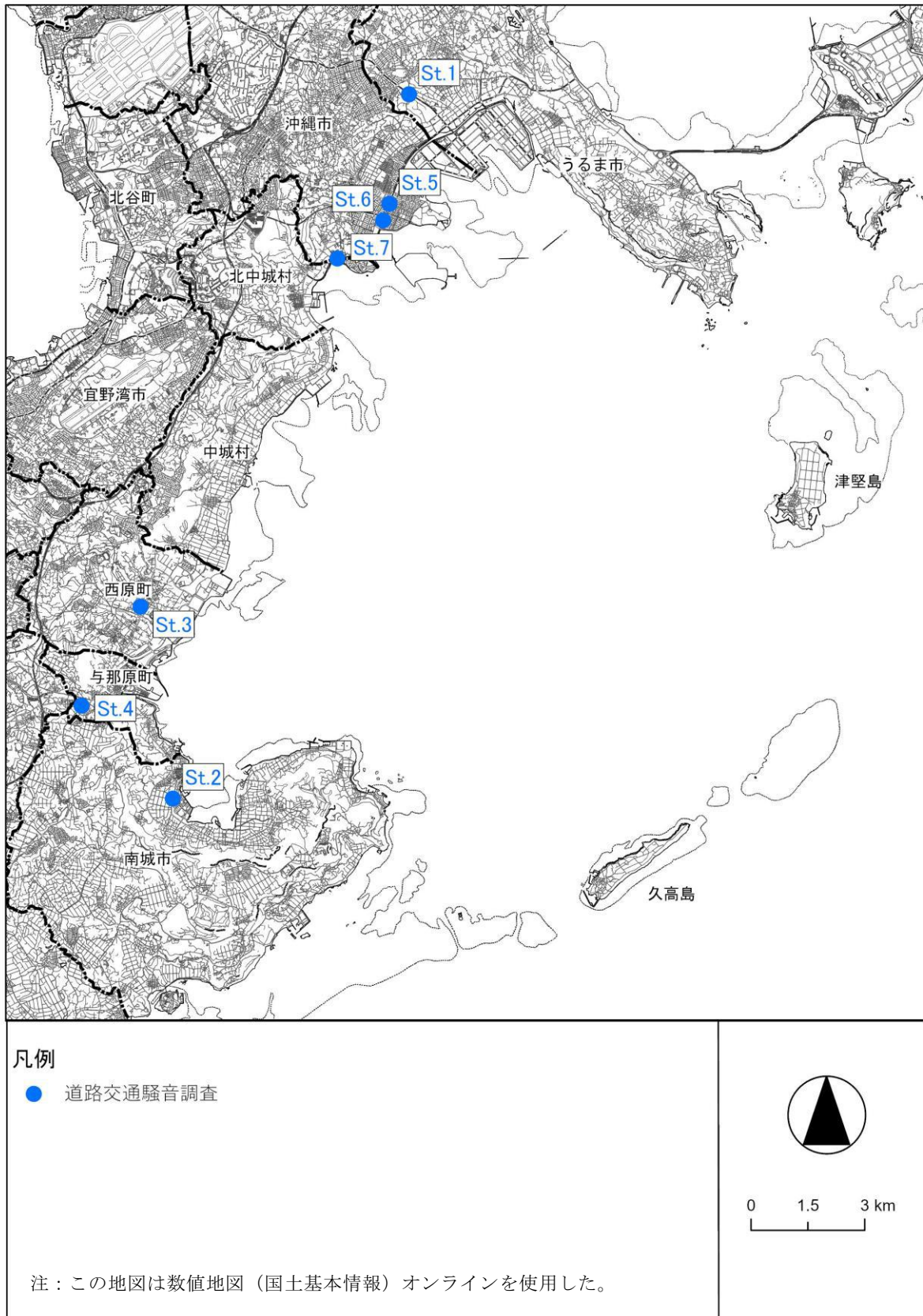


図 2-2-3 道路交通騒音・振動調査地点

(2) 調査結果

交通騒音調査結果は表 2-2-5 に示すとおりである。騒音に係る環境基準の類型指定図は図 2-2-1 に、騒音規制法に基づく規制地域指定状況は図 2-2-2 に示すとおりである。

表 2-2-5 (1) 道路交通騒音調査結果

地点	時間区分	等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)	評価	要請限度 (dB)	評価
St. 1	昼間	64	70	○	75	○
	夜間	57	65	○	70	○
St. 2	昼間	66	70	○	75	○
	夜間	61	65	○	70	○

表 2-2-5 (2) 道路交通騒音調査結果

平成29年6月6日～7日実施

断面	時間区分	測定平均値 (L _{Aeq})	環境基準の適合状況 (L _{Aeq})		要請限度の適合状況 (L _{Aeq})	
			基準値	比較結果	要請限度	比較結果
St. 3	昼間 (6～22時)	71	70以下	×	75以下	○
	夜間 (22～6時)	66	65以下	×	70以下	○
St. 4	昼間 (6～22時)	69	70以下	○	75以下	○
	夜間 (22～6時)	64	65以下	○	70以下	○

表 2-2-5 (3) 道路交通騒音調査結果

調査地点	騒音レベル (dB)		環境基準	
			基準値 70dB	自動車騒音の限度 基準値 75dB
St. 5	夏季	69	○	○
	秋季	70	○	○
	冬季	70	○	○
	春季	70	○	○
St. 6	夏季	66	○	○
	秋季	68	○	○
	冬季	69	○	○
	春季	67	○	○
St. 7	夏季	66	○	○
	秋季	67	○	○
	冬季	67	○	○
	春季	67	○	○

注1：判定については、
 基準値を満足：○
 基準値を超過：×